

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

**徴収猶予**の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少

があった方※は、１年間、町税の徴収の猶予を受けることができる

ようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、

令和２年2月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に

係る収入が前年同期に比べて概ね２０％以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

・ 令和２年２月１日から同３年１月３１日までに納期限が到来する

個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります。

・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

・ 関係法令の施行から２か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

申請手続等

川崎町